

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ
ー利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーションー（案）」
に対して提出された御意見及びそれらに対する考え方

平成 24 年 8 月

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ –利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーション– (案)」
に対する意見募集で寄せられた御意見について

○ 意見募集期間：平成 24 年 6 月 30 日 ～ 平成 24 年 7 月 20 日

○ 提出意見総数：15 件

(1) 個人 8 件

(2) 法人・団体 7 件

受付順	法人・団体意見提出者
1	日本ユニシス株式会社
2	デジタルアーツ株式会社
3	富士通株式会社
4	一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム
5	特定非営利活動法人 個人情報保護有識者会議
6	ソフトバンク株式会社
7	独立行政法人 産業技術総合研究所セキュアシステム研究部門セキュアサービス研究グループ

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
全体を通じた御意見		
一	<p>本イニシアティブはスマートフォンに注目した内容になっておりますが、これをフィーチャーフォンに拡大すべきと考えます。これにより、フィーチャーフォン分野においてユーザが知るべきリテラシーがスマートフォンと共通化されて効果的なリテラシー普及に貢献すると考えられます。また、スマートフォン分野のプライバシー保護の取り組みを現代の要請にあったものにする効果も期待できます。</p> <p>フィーチャーフォンは決して低機能な端末ではありません。フィーチャーフォンにもアプリがあり、位置情報があり、電話帳があり、認証や課金があります。ユーザのリテラシーも必要です。</p> <p>フィーチャーフォンとスマートフォンで慣行が違ふのは不合理です。理由は様々考えられますが、例えば、スマートフォンを扱い慣れたユーザがフィーチャーフォンを利用する場合、スマートフォンを扱うようにフィーチャーフォンを扱ってしまい、試行錯誤の中で気づかないうちに自分の個人情報に危険に晒すような操作をしてしまう可能性が挙げられます。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」は、2012年1月から6月までの間に「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」において、スマートフォンの利用者情報に関する様々な課題について検討を行った結果を踏まえ取りまとめられた提言です。</p> <p>水平分業型でありフィーチャーフォンに比べてアプリケーション作成や提供の自由度がより高いこと、GPS 位置情報やアプリ利用履歴など多様な利用者情報が存在すること、情報収集モジュール等が多くのアプリケーションに組み込まれていること、様々な情報がアプリケーションを通じて外部送信される場合があることなど、スマートフォンならではの特徴を踏まえ議論が進められ、今回提言案が発表されたものです。</p> <p>フィーチャーフォンについても、御指摘のとおり様々な機能を有しており、個人情報やプライバシー面でも注意すべき点もあるため、引き続きフィーチャーフォンも含めた携帯電話全体を利用者が安心安全に使用するためのリテラシー向上のための取組を進めてまいります。</p>
一	<p>スマートフォンの利用が急拡大するなか、市場が健全に発展するためには利用者が安心して利用できる環境が整備されることが重要であり、今回のガイドラインの策定作業が非常に迅速に行われたことについて、高く評価を致します。</p> <p>しかしながら、スマートフォンの技術やプラットフォームはまだ発展途上にあり、市場の状況や前提条件が大きく変化する可能性が高いと考えます。</p> <p>従いまして、本報告書に含まれています「スマートフォン利用者情報取り扱い指針」につきましても、そのような変化に対して迅速に対応をしていただくとともに、見直しの議論については、早いタイミングで行うことを要望致します。</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、急速に普及するスマートフォンのサービスと市場の健全な発展を推進するため、P68にあるように一定期間の後にフォローアップを行い、状況を把握するとともに、将来に向けた対応の在り方について必要に応じて検討を行うこととしています。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>【デジタルアーツ株式会社】</p>	
<p>ー</p>	<p>スマートフォンのプライバシー情報を含む利用者情報の取り扱いについて、グローバルな視点に立って利用者保護と産業振興のバランスに留意して取り纏められたことは、今後の ICT による社会の発展を進める上で、重要な基盤のひとつが整備されたものとして評価いたします。</p> <p>一方、今後の行政の指導や対応によっては、イノベーションや国際発展に対して柔軟性を欠いた規制色の強いものともなりかねません。本指針をもとに、関係者による自主的な取り組みが具体的なものとなることを促すため、今後も関係者を交えた検討を継続的に進めていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に賛同の御意見として承ります。</p> <p>本イニシアティブを踏まえた関係事業者等や業界団体のイニシアティブによる自主的取組の推進が期待されています。</p>
<p>ー</p>	<p>弊社は、公表された「スマートフォン プライバシー イニシアティブ ー利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による新時代イノベーションー」(案) (以下「本最終取りまとめ案」といいます。) において示された利用者情報の取扱いに関する方向性について賛同し、そこに記載された事項を実現させるべく、各部門において対応を進めていく所存です。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に賛同の御意見として承ります。</p>
第2章		
<p>1 脚注2</p>	<p>p.9の「クッキー技術」に係る脚注2での説明で、クッキー技術を「ウェブサイトの提供者が、ウェブブラウザを通じて訪問者のPC等に一時的にデータを書き込んで保存させる仕組み」とした上で、「利用者に関する情報や最後にサイトを訪れた日時、そのサイトの訪問回数などを記録しておくことができる」としているが、それぞれの文は誤りではないものの、この書き方では、「日時や回数を PC 等」に書き込んで保存」という意味に読まれてしまう。</p> <p>実際には、クッキーとして PC 等」に書き込んで保存させるデータは、ほとんどの場合、乱数で生成した識別符号とするのが一般的であり、この識別符号を受信するサーバ側が、識別符号毎の「最後に訪れた日時」や「訪問回数」をサーバ側で記録することで</p>	<p>P9の脚注2及びP10の脚注4において、御指摘を踏まえ、「利用者のPC等にデータとして保存された識別符号(クッキー)に結びつけて、ウェブサーバー側等に、利用者に関する情報などを記録しておくことができる」というクッキーに係る技術的な説明を補足します。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>「利用者に関する情報」を管理するのが一般的である。</p> <p>事業者のプライバシーポリシー等の文書においても、このような「日時や回数を PC 等に書き込んで保存する」のがクッキーであるという誤解に基づく説明が散見されることから、本件最終取りまとめ案においては、そのような誤解を拡大させないよう、脚注 2 の説明は書き方を改めるべきと考える。</p> <p>具体的には、「ウェブサイトの提供者がウェブブラウザを通じて訪問者の PC 等に一時的にデータを書き込んで保存させる仕組み」とした上で、乱数で生成した識別符号をデータとして PC 等に保存させ、識別符号に基づいてサーバ側で利用者情報を記録する用途が一般的となっている旨を説明するのが望ましい。</p> <p>p. 10 の図表 2-2 及び p. 44 の図表 4-2 においても、「クッキー技術を用いて生成された識別情報」の行の「含まれる情報」の列が、「一時的に PC に書き込み記載されたデータ」として「(ウェブサイト訪問回数・サイト内履歴等)」と例示されており、同様の誤解に基づく（又は、同様の誤解を招く）記述となっているので、ここも書き方を改めるべきと考える。</p> <p>具体的には、「クッキー技術を用いて生成された識別情報」の「含まれる情報」は、典型的には、ウェブサイト側が乱数で生成した当該ウェブサイトローカルな識別符号である。なお、「(ウェブサイト訪問回数・サイト内履歴等)」は、「含まれる情報」ではなく、当該識別情報を用いて実現しようとする目的に当たる。</p> <p style="text-align: center;">【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	
2 (1)	<p>p. 11 を初出として「利用許諾」との用語が用いられている。これは例えば、「アプリケーションをダウンロードする際に、アプリケーションが取得しようとする利用者情報等に関する利用許諾の確認画面が一時的に表示され」といった用法で書かれている。</p> <p>しかし、「利用許諾」とはどのような意味か。一般的に、ソフトウェアにおける「利</p>	<p>P11 における「OS による・利用許諾（パーミッション）の取得（権限確認）」における「利用許諾」との用語については、御指摘の通り OS による「パーミッション」を意味するものです。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>用許諾」と言えば、通常、ソフトウェア提供者が利用者に対して利用許諾条件を示して、利用者による当該ソフトウェアの利用をソフトウェア提供者が許可することを指す語として用いられている。ここでもその意味で用いられているのか否かが判然としない。</p> <p>例えば、p.11の5行目では、「利用許諾（パーミッション）の取得（権限確認）は行われていない」との記述があり、「利用許諾」が「パーミッション」と同一視され、かつ、「利用許諾の取得」が「権限確認」であるとされている。OSの技術的仕組みである「パーミッションの取得」が、「権限確認」に当たるというのは理解できるが、「利用許諾の取得」が「権限確認」であるとすると、「利用許諾」は上記の意味とは別のものと解釈しなくては、意味が理解できない。「利用許諾の取得」は、誰が誰から何を取得するのか不明である。</p> <p>同様に、他のページにおいても、「利用の許諾を得る」等の表現が見られ、また、「同意を取得する」という別の語も用いられているが、それらの多くが、誰が誰から得るのが書かれておらず、主体が不明である箇所が散見される。</p> <p>もし、「利用許諾」の意味が、上記とは異なり、利用者がアプリ提供者に対して（自己に関する情報を利用することを）許諾するという意味であるならば、この画面がそのような「許諾」であると表記することは、この画面さえあればアプリのいかなる使用も常に利用者の有効な同意があるということの意味することになってしまうのではないか。それは、p.61の「OSによる利用許諾単体のみでは本項に示す通知または同意取得として十分ではない」との記述と矛盾する。「許諾」と「同意」がどのように意味が異なるのか、判然としない。</p> <p>これらの記述について、誰が誰から何を取得のかが明確となるよう、表記を改めるべきであると考えます。</p> <p>改善案としては、例えばp.11の図表2-3は、「現在の位置情報を利用します。よろしいですか？」の画面を指して、「iOSによる利用許諾画面」と表記しているが、この機能は、許諾というよりも、単純に、機能を利用するかしないかをOSが「制御」する、</p>	<p>OSによる「パーミッション」は、第3回WGの高木浩光氏の資料等にあるように、各情報へアクセスし使用することに対する同意となりますが、外部に対して「送信しない使用」と「送信する使用」を区別するものではなく、何らかの情報の外部送信に同意したことにはならないなど、個人情報やプライバシーに係る情報を取得するための同意としては限界があることが指摘されています。</p> <p>このような御指摘も踏まえ、P61において、「アプリケーションに関するOSによる利用許諾は一般にアプリケーションがどのような情報にアクセスするかを示しているが、利用目的や外部送信・第三者提供の有無等の項目の記載がない場合には、OSによる利用許諾単体のみでは本項に示す通知又は同意取得として十分ではない。」と記載しています。また、同様にP63においても、「アプリケーションに関するOSによる利用許諾により『アプリケーションが当該情報にアクセスする権限』に対する同意（許諾）を得たとしても、『利用目的』、『利用者情報の外部送信』及び『第三者提供』について説明がない場合には、単体では第三者提供に係る同意取得の条件を満たしているとはいえない。」と記載しております。</p> <p>このように、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」による提言「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」においては、OSによる「利用許諾」は、特定の利用者情報にアクセスするというOSの機能を利用するかどうかについて利用者の許諾を受けるという「パーミッション」を意味するのみであり、当該利用者情報そのものの利用に対する同意等とは位置付けが異なるものと</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
	<p>あるいは、利用者に「選択させる」画面と呼ぶ方が相応しいと考える。</p> <p>また、p.11の「アンドロイドの場合には、利用者が Google Play 等からアプリケーションをダウンロードする際に、アプリケーションが取得しようとする利用者情報等に関する利用許諾の確認画面が一時的に表示され」との記述は、例えば、「アプリケーションが利用者情報等の取得のために使用しようとする OS の機能の一覧を利用者に示す画面が一時的に表示され」といった記述の方が相応しいのではないかと。</p> <p>【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	<p>して用いられています。</p>
2 (2)	<p>「スマートフォンにインストールされたアプリケーション並びに起動されたアプリケーションの情報及び契約者固有 ID 等を、利用者の同意を取得する前に外部へ送信していたコンテンツ視聴用アプリ」として、「アップティービー」の例が書かれているが、「利用者の同意を取得する前に」との記述は、利用者の同意を取得するつもりがあったように読者には読まれる。しかし、実際には、「アップティービー」で表示されていた同意確認画面は、性別と生年月日を入力させる画面においてその取得の同意を求めているものであり、「インストール及び起動されたアプリケーションの情報」と契約者・端末固有 ID を取得することについての同意を求める画面は存在しなかった。このままの記述では、あたかも、同意を求める画面は存在したがプログラムのバグによってその前に送信してしまっていたかのように、事実と異なる理解が広まる点で問題がある。よって、「利用者の同意を取得する前に」との表現は改めるべきである。</p> <p>【個人 8】</p>	<p>当該アプリが利用者の同意を得ない段階で情報を外部に送信していたという事実は少なくとも確認されていると考えられます。このため、より中立的に P14 (2) 2 ポツ目の記述について下記の通り修正を行います。</p> <p>(変更前)「<u>利用者の同意を取得する前に外部へ送信</u>」</p> <p>(変更後)「<u>利用者の同意を得ない段階で外部へ送信</u>」</p>
脚注 13、14 他	<p>脚注 13、14 ほか、新聞記事を参照している脚注が多数あるが、最初に報道した媒体が参照されていないところが多いように見受けられる。最初に報道した記事を示すべきではないか。</p> <p>【個人 8】</p>	<p>最初に報道されたものを確認し、脚注を一部修正しました。</p>
脚注 18	<p>脚注 18 で、タイトルに「the Movie」を付けたアプリについて、「利用許諾を要求し」とあるが、当該アプリの作成、配布者がことさらに利用者に許諾を求めていたとは言</p>	<p>御指摘も踏まえ、脚注を「OS の利用許諾を求める画面が表示され」というより客観的な表現に修正しました。</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
	<p>えず、誤解を招く表現ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	
5 (1) ②	<p>「複数の広告会社へユーザー情報を送信していたことについて連邦大陪審が召喚状を発していた」との記述があるが、出典はないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>脚注 26 として Pandora Media への連邦大陪審の召喚状に関する出典を追記します。</p>
脚注 24	<p>脚注 24 に、端末固有 ID をグーグル社に送信する例として「Analytics」が挙げられているが、Google Analytics は端末固有 ID を使用していないのではないかと。Google Analytics を導入したアプリ毎に独立に乱数で生成されたローカルな識別符号を用いているのではないかと。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>2010 年 12 月の WSJ の記事内容「グーグル社は (WSJ の) テストにおいて、最大のデータ取得者であった。グーグル社の Admob、AdSense、Analytics 及び DoubleClick の情報収集モジュールは合計するとテストした 101 のアプリの中の 38 に存在した。」に基づく記述であり、出典を明確に記載します。</p>
5 (1)	<p>「5 諸外国の状況 (1) アプリケーションに関する事例」には 4 件が書かれているが、ここに追加で、Apple 社が iOS のアプリについて、UDID を使用するアプリの App Store への掲載を拒絶し始めている件について書くべきではないかと (報道例あり)。このことは、UDID 等の契約者・端末固有 ID が、米国においては、個人識別性を獲得する蓋然性が高いものとして、personal data として扱われていることの証左として有力な情報であるはず。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>2012 年に入り Apple 社のアプリ審査の過程で一部 UDID 等の使用を認めない例が出てきているとの情報があるため、御指摘も踏まえ脚注 25 の中に補足します。</p>
5 (2)	<p>「5 諸外国の状況 (2) その他の事例」の一つ目として、OS による位置情報収集が問題となった事例が書かれているが、韓国では、これが韓国法の位置情報保護法に違反する事態となって、過料処分となった。そのことについても記載してはどうか。報道の例： http://www.asahi.com/international/update/0803/TKY201108030713.html</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>脚注 35 として韓国の放送通信委員会による行政処分に関する記述を追記します。</p>
第 3 章		
1 (1) ①	<p>個人が所有するスマートフォンの電話帳に、「生存する 5000 名以上の取引先関係者の氏名や連絡先 (事業に使用)」が登録されている場合、その所有者は「個人情報取扱</p>	<p>「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>事業者」となりうるか否かを記述して頂きたい。</p> <p>その理由は、昨今 BYOD といった私物機器の業務利用が検討される機会が多くみられ、上記条件を満たすスマートフォンの所有者が「個人情報取扱事業者」となりうるのであれば、企業はそれを受け止め、私物機器の利用について一定の抑止や機能制限を課すことが必要となります。左記記載内容からは、その点が読み取れないと感じました。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>いに関するWG」において、企業等がスマートフォンの利用者になる場合に特化した議論よりも、主に一般利用者を想定した上で、スマートフォンの安心安全な利用環境構築に向けた議論が行われました。</p> <p>一般論として、企業等が「個人情報取扱事業者」に該当する場合、当該事業者の有する個人情報や個人データ等は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱われる必要があります。このため、当該事業者は、従業員が当該事業者の事業活動の一環として当該事業者の有する個人情報や個人データ等を扱う場合にも、個人情報保護法が遵守されるよう適切に監督する必要があります（同法 21 条）。</p> <p>なお、企業における従業員の私物スマートフォンの業務利用（いわゆる BYOD）における諸課題については、今後の普及動向や実態を見つつ必要性に応じて検討していく予定です。</p>
1 (1) ①	<p>個人が所有するスマートフォンの電話帳に、「生存する 5000 名以上の取引先関係者の氏名や連絡先（事業に使用）」が登録されている場合、その所有者は「個人情報取扱事業者」となりうる場合、企業と同等に、その個人の所有するスマートフォンに、「不正挙動するアプリをインストールしない」、「騙されない」という観点で、法律が求める義務は発生するか否かを記述して頂きたい。</p> <p>その理由は、昨今 BYOD といった私物機器の業務利用が検討される機会が多くみられ、上記条件を満たすスマートフォンの所有者が「個人情報取扱事業者」となりうるのであれば、企業はそれを受け止め、私物機器の利用について一定の抑止や機能制限を課すことが必要となります。左記記載内容からは、その点が読み取れないと感じました。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>一般論として、企業等が「個人情報取扱事業者」に該当する場合、当該事業者の有する個人情報や個人データ等は、個人情報保護法に基づき適切に取り扱われる必要があります。このため、当該事業者は、従業員が当該事業者の事業活動の一環として当該事業者の有する個人情報や個人データ等を扱う場合にも、個人情報保護法が遵守されるよう適切に監督する必要があります（同法 21 条）。</p> <p>なお、企業における従業員の私物スマートフォンの業務利用（いわゆる BYOD）における諸課題については、今後の普及動向や実態を見つつ必要性に応じて検討していく予定です。</p>
2 (1) ②	<p>何をどのように執行するのかを明記して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>FTC の執行権限については、P33 において「連邦取引委員会法第 5 条（a）において、不公正・欺瞞的行為又は慣行が禁</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
		止されており、その中には消費者のプライバシー侵害も含まれる。違反行為に対する措置は、差止め請求、排除命令、民事制裁金等がある」と明記しています。
第4章		
	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの利用者情報のうち、個人識別性がある場合及び他の情報と容易に照合し個人識別性を獲得する場合は、個人情報保護法における個人情報に該当すると考える。他方、行動履歴や利用履歴に関する情報のうち、個人識別性を獲得し得ないものについては、個人情報保護法における個人情報に該当するとは必ずしも言えないので、これらの情報について何らかの保護をすべきものについては、別途検討することが必要である。 ・アプリケーションの利用の際に行われる利用者情報の第三者提供については、提供元の段階では個人識別性を有していない情報であっても、提供先においてその保有する情報と容易に照合して個人識別性を獲得する場合がありますから、留意する必要があると考える。 ・また、スマートフォン上の通信履歴、ウェブ等の活動（書き込み）履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、写真や動画のダウンロード履歴については、個人情報としての保護とは別に、プライバシーの権利による保護対象に該当する場合がありますため、取り扱いに留意する必要があると考える。 <p style="text-align: center;">【特定非営利活動法人個人情報保護有識者会議】</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」において、御指摘のように、スマートフォン上の通信履歴、ウェブ等の活動（書き込み）履歴、アプリケーションの利用履歴、位置情報、写真や動画のダウンロード履歴については、個人情報としての保護とは別に、プライバシーの権利による保護対象に該当する場合がありますため、取扱いに留意する必要があると考えています。</p> <p>利用者情報の第三者提供については、提供元において個人識別性を有するかどうかにより提供元の個人情報保護法の適用等が決まりますが、提供先において個人識別性を獲得する場合にも十分留意する必要があると考えます。</p>
2(1)①	p. 43 から p. 44 にかけて、「クッキー技術を用いて生成された識別情報」と「契約者・端末固有 ID」について、その「個人識別性を獲得する蓋然性」の程度比較のため、両者の技術的相違点が整理されているが、ここでは、相違点として、「利用者側で容易に変更可能であること」と、「一定の期間のみの利用であること」の2点のみが挙げられている。	P43 本文において、「スマートフォンの契約者・端末固有 ID は、様々なアプリケーション提供者により取得される可能性がある。このことから、多くの関係事業者等が特定のスマートフォンの契約者・端末固有 ID を用いて各々個人情報やプライバシー情報を蓄積する可能性が指摘されている。こ

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>								
	<p>しかし、この2点の他に、ID（識別符号）の有効範囲の違いが、両者の相違点として重要である。「クッキー技術を用いて生成された識別情報」は、通常、前記「意見1」でも述べたように、ウェブサイト等が乱数で生成した識別符号であり、そのウェブサイトのみで利用可能なローカルな識別符号である。それに対して、「契約者・端末固有ID」は、どのスマートフォンアプリからでも共通して利用可能なグローバルな識別符号である。</p> <p>ローカルな識別符号は「個人識別性を獲得する蓋然性」が低く、グローバルな識別符号は「個人識別性を獲得する蓋然性」が相対的に高い。「クッキー技術を用いて生成された識別情報」の「個人識別性を獲得する蓋然性」が低いとする結論に変わりはないが、外国の事例においても、スマートフォンにおける端末固有IDの使用が問題視されるのは、端末固有IDがグローバルな識別符号であることが理由とされているのであるから、この論拠も加えて記述するべきであると考えます。</p> <p>具体的には、本文中にそのような説明を加えるとともに、p.44の図表4-2において、「利用者の識別に係る情報」のそれぞれの行について、「利用者による変更可能性」の右か左に新たな列として「識別符号が共有され得る範囲」を挿入してはどうか。その場合、以下のような記述になると考えられる。</p> <table border="0" style="width: 100%; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 60%;">氏名・住所等の契約者情報</td> <td style="text-align: right;">グローバル</td> </tr> <tr> <td>ログインに必要な識別情報</td> <td style="text-align: right;">ローカル</td> </tr> <tr> <td>クッキー技術を用いて生成された識別情報</td> <td style="text-align: right;">ローカル</td> </tr> <tr> <td>契約者・端末固有ID</td> <td style="text-align: right;">グローバル</td> </tr> </table> <p>また、このことは、p.62の脚注12にも関わる。この脚注は、「UDID等の契約者・端末固有IDの代わり」として検討が開始されている技術の例として、「UUID」と「OpenUDID」を挙げているが、「UUID」を用いる趣旨は識別符号をローカルなものとするにある。しかし、脚注内では、「利用者が望む時に端末の交換や契約内容の変更等を行うことな</p>	氏名・住所等の契約者情報	グローバル	ログインに必要な識別情報	ローカル	クッキー技術を用いて生成された識別情報	ローカル	契約者・端末固有ID	グローバル	<p>の場合、特定の個人に関する多くの情報が同一IDに紐付けられると、個人識別性を獲得する可能性もある」と記載しており、契約者・端末固有IDが幅広い者によって用いられる可能性と個人識別性を獲得する可能性について本文中において明確に記載しています。</p> <p>更に、P43脚注3において、第3回WGにおける産業技術総合研究所高木氏のプレゼンテーションを踏まえ、「OSが生成するID(Android ID)、独自端末識別番号(UDID)、加入者識別ID(IMSI)、ICカード識別番号(ICCID)、端末識別ID(IMEI)、MACアドレス等。利用者側で変更困難であり、多くの事業者等が共通番号として用いる可能性があることから『グローバルID』としてプライバシー等の懸念等を指摘する者もいる」という形で、グローバルIDとしての特徴について記載しています。</p> <p>なお、クッキー技術を用いて生成された識別情報については、当該ウェブサーバーは自ら保存したクッキーのみを読み出す設計となっております。P43において、御指摘も踏まえ、下記のとおり追記します。</p> <p>「なお、クッキー技術を用いて生成された識別情報については、<u>ウェブサーバーは自ら保存したクッキーのみを読み出す設計となっている</u>。利用者側で容易に変更可能であること、一定の期間のみの利用であることから、契約者・端末固有IDに比べると、個人識別性を取得する蓋然性は低いと考えられている」。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">P62の御指摘の脚注12のUUIDについては、十分な桁数が</p>
氏名・住所等の契約者情報	グローバル									
ログインに必要な識別情報	ローカル									
クッキー技術を用いて生成された識別情報	ローカル									
契約者・端末固有ID	グローバル									

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>く異なる ID を付与しうるものとして」（つまり、変更可能な ID として）とだけ説明されており、ローカルな符号とすることに意義がある点について触れていない。（なお、一方、「OpenUDID」については、グローバルな識別符号のままであり、その意義は、「異なる ID を付与しうる」すなわち変更可能であるという点のみにある。）</p> <p>前記の整理がなされていれば、この脚注においても、「識別符号をローカルなものとする UUID の利用が検討されている」といった説明が可能であり、より適切なものとなると考える。</p> <p style="text-align: center;">【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	<p>あるため当該サービスに限った利用を行うことが技術的に十分可能です（いわゆる御指摘のローカルな利用）。一方、UUID の導入のうち今後実装が進むものは、その ID の利用・管理方法等が現段階では必ずしも明かではないため、利用範囲について確定的な判断をするのは難しいと思われれます。</p>
<p>脚注 4</p>	<p>脚注 4 で、「情報共有の範囲をコントロールされると指摘される。」と記述があるが、意味がわからない。「コントロールされる」とは誰にコントロールされるという意味なのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>「コントロール」の意味は、「比較的限定」されるという趣旨であり、P44 脚注 4 の表現を分かりやすく修正します。</p>
<p>2 (1) ① 図表 4-2</p>	<p>（第 2 章 1 再掲）</p> <p>p. 10 の図表 2-2 及び p. 44 の図表 4-2 においても、「クッキー技術を用いて生成された識別情報」の行の「含まれる情報」の列が、「一時的に PC に書き込み記載されたデータ」として「(ウェブサイト訪問回数・サイト内履歴等)」と例示されており、同様の誤解に基づく（又は、同様の誤解を招く）記述となっているので、ここも書き方を改めるべきと考える。</p> <p>具体的には、「クッキー技術を用いて生成された識別情報」の「含まれる情報」は、典型的には、ウェブサイト側が乱数で生成した当該ウェブサイトにローカルな識別符号である。なお、「(ウェブサイト訪問回数・サイト内履歴等)」は、「含まれる情報」ではなく、当該識別情報を用いて実現しようとする目的に当たる。</p> <p style="text-align: center;">【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	<p>P44 脚注 6 として、御指摘も踏まえ「利用者の PC 等にデータとして保存された識別符号（クッキー）に結びつけて、ウェブサーバー側等に、利用者に関する情報などを記録しておくことができる」というクッキーに係る技術的な説明を補足します。</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
2(1)③ 脚注11	脚注11にの最後に、「場合は問題ない。」との記述があるが、あらゆる意味で問題ないという意味に読めるおそれがあるので、「場合は、本条に関して問題はない。」などと書いた方がよいのではないか。 【個人8】	P48 脚注11について、御指摘を踏まえ修正します。
2(1)③	「アプリケーション提供者により一部変更されて組み込まれているものもあり、変更内容についてアプリケーション提供者でないと正確に分からない場合もあると指摘される。」との記述があるが、どのような事態を指した話なのか読み取ることができない。例示するなどして説明が必要ではないか。同様に、p.49 脚注14も、意味がわからない。 【個人8】	情報収集モジュールをアプリケーション提供者が組み込む際に、情報収集モジュール提供者が提供したものをそのまま組み込む場合が一般的であるが、情報収集モジュールの機能を一部無効化するなど変更を加えた上で組み込む場合もあると指摘されており、その場合その変更内容については情報収集モジュール提供者というよりもアプリケーション提供者が責任を持つ必要があると考えられます。 P49 脚注15について、上記趣旨を踏まえ、事実関係をより具体的に説明するように修正します。
3③	「青少年の保護」として、「利用者情報が流出した場合のリスクの認識状況等を踏まえ」とあるが、それ以前に、青少年に対しての有効な同意とはどのような条件で成立し得るのかという観点を記載するべきではないか。 【個人8】	御指摘のように、青少年については、青少年の利用実態や特性、リテラシーを踏まえ、保護者にも分かりやすい形で適切な説明を行うことが重要であると考えられます。御指摘も踏まえ、下記のとおり記述を追加します。 「 <u>青少年の利用実態やリテラシーの現状を踏まえ、保護者にも分かりやすい形で適切な説明を行うことが重要である。</u> 」
3③	「スマートフォンの契約者・端末固有IDは、」として、「多くの事業者が契約者・端末固有IDをこのような統合の方法として用いている可能性があるとの指摘がある。」との記述があるが、具体例はないか。p.14の脚注14にも出てくるミログ社の、情報収集モジュール「AppLog」がそれに該当するのではないか。ミログ社自身が公表していた、事業の宣伝資料に、そのような記述がなされていたのだから、それを出典として明示できるのではないか。 【個人8】	スマートフォンの契約者・端末固有IDについては、情報収集モジュール等によって海外事業者も含む数多くの事業者により取得されていると指摘されます。これら契約者・端末固有IDの詳細な用途については必ずしも明らかではありませんが、契約者・端末IDを情報の利用者の情報の統合の方法として用いられている可能性も十分想定されると考えられます。

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
4	<p>不正指令電磁的記録に関する罪についての記述の中で、「これに該当しない通常のアプリケーションやサービス」との記述があるが、「通常の」とはいかなる意味か。また、続く文にある「スマートフォン上のアプリケーション等の形式をとっていたとしても」との文の意味、趣旨がわからない。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>不正指令電磁的記録に関する罪については、「正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える・・・もの」と定義されています。</p> <p>「通常の」とは、これらの不正指令電磁的記録に関する罪には該当しない一般的に提供されているアプリケーションを想定したものです。これらアプリケーションについては、本「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」等を参照いただき、適切な取組を進めることが期待されています。</p>
4	<p>不正指令電磁的記録に関する罪についての記述の中で、「全く無関係に情報を漏洩するプログラムなどは」とあるが、ここは「全く無関係の情報を取得するプログラムなどは」と書くべきではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>不正指令電磁的記録については、「正当な理由がないのに、人の電子計算機における実行の用に供する目的で、人が電子計算機を使用するに際してその意図に沿うべき動作をさせず、又はその意図に反する動作をさせるべき不正な指令を与える・・・もの」と定義されています。</p> <p>仮にアプリケーションのサービスや機能とは無関係であっても、例えばきちんと説明した上で最適化された広告を表示するために情報を収集する等のことは一般的に提供されているアプリケーションにおいても想定されうるため、無関係の情報を取得するだけでは不正指令電磁的記録に該当するとは限らないと考えられます。</p>
第5章		
	<p>概要の8ページに「スマートフォン利用者情報取扱指針の構造」に“以下の項目を記載したプライバシーポリシーを、アプリケーションや情報収集モジュールごとにわかりやすく作成する”とあります。</p> <p>これですと、アプリケーションごとに違ったプライバシーポリシーを多数表示する</p>	<p>御指摘の通り、「スマートフォン利用者情報取扱指針」において、アプリケーション等に関するプライバシーポリシーを作成し、アプリケーションごとにリンクを張るなどして表示可能とすることを想定しています。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>ことになるかと思えます。</p> <p>日本工業規格の JIS Q 15001:2006 における「個人情報保護方針」の英文と同等と思われませんが、JIS では、一つの会社が多数の「個人情報保護方針」を持つように書いていません。あくまでも 1 社一つです。</p> <p>この「個人情報保護方針」との混同を避けるために、“プライバシーポリシー” という言葉は使わずに、たとえば“アプリケーションポリシー”と表現してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人 5】</p>	<p>これは、P60⑤の「プライバシーポリシー」において、「本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュール等について、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している。」と用語の定義において明確に記載しています。</p>
	<p>用語の確認です。</p> <p>概要の 8 ページに「スマートフォン利用者情報取扱指針の構造」に“以下の項目を記載したプライバシーポリシーを、アプリケーションや情報収集モジュールごとにわかりやすく作成する”とあります。</p> <p>これですと、アプリケーションごとに違ったプライバシーポリシーを多数表示することになるかと思えます。</p> <p>日本工業規格の JIS Q 15001:2006 における「個人情報保護方針」の英文と同等と思われませんが、JIS では、一つの会社が多数の「個人情報保護方針」を持つように書いていません。あくまでも 1 社一つです。</p> <p>この「個人情報保護方針」との混同を避けるために、“プライバシーポリシー” という言葉は使わずに、たとえば“アプリケーションポリシー”と表現してください。</p> <p style="text-align: right;">【個人 7】</p>	<p>御指摘の通り、アプリケーション等に関するプライバシーポリシーを作成し、アプリケーションをダウンロードするアプリ提供サイトやアプリケーション等からリンケージを張るなどして表示可能とすることを想定しています。</p> <p>これは、P60⑤の「プライバシーポリシー」において、「本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュール等について、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している。」と用語の定義において明確に記載しています。</p>
	<p>「基本的アプローチは、アプリケーションごとにプライバシーポリシーを策定するとともに、一定の情報の取得については、個別の情報の取得について同意取得を求めるといものである。」とし、その根拠として、「これは、個人の人格・思想・信条等にもつながり得るプライバシーに関する情報が、非常に詳細なレベルで大量に保存されており、これらがアプリケーションを通じて自動的に取得され外部に送信され得るとい、スマートフォンならではの特性を踏まえたもの」とされているが、理由はそれだけではなく、そのような情報の外部送信が、アプリというコンピュータプログラ</p>	<p>スマートフォンのアプリケーションによる利用者情報の取得については一般利用者のリテラシーは必ずしも高くはないため、一般の利用者に計り知れないかどうかという基準では判断があいまいになりうると考えます。</p> <p>一方、御指摘のとおり、情報の外部送信を利用者が把握しないまま行われている状況には課題が多いためスマートフォンの利用者情報の取扱いについては、「スマートフォン利用者</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>ムによって密かに行われ、一般の利用者には計り知り得ないものであることが、問題の根幹であると考えます。この点についても記述するべきではないか。この点について、刑法に不正指令電磁的記録に関する罪を創設するための刑法改正案について検討した、平成15年の法制審議会の議論において、「コンピュータの利用者は、プログラムがどのように機能するかというのを容易には把握できないので」という理由が挙げられていた。これを引用して説明すれば大いに説得力を持つのではないかと考えます。</p> <p>法制審議会刑事法（ハイテク犯罪関係）部会第1回会議 議事録より： http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_030414-1.html</p> <p>「●まず、保護法益の関係でございますが、コンピュータ・ウイルスは、他人が使用しているコンピュータで実行されて、データの破壊などの実害を与えるものでありまして、その意味でコンピュータ・ウイルスは個々のコンピュータ利用者の利益を害するという側面があつて、それについても刑罰的な保護が必要であると考えておりますが、それとともに、コンピュータのプログラムというのは容易に広範囲の電子計算機に拡散するという性格がある上に、コンピュータの利用者は、プログラムがどのように機能するかというのを容易には把握できないので、プログラムが変な動作をしないと信頼して利用できないと、コンピュータの社会的機能が保護できないということになります。また、現実にコンピュータ・ウイルスが広範囲に社会に害を与えているという実態がございますので、そういうことを考えますと、電子計算機のプログラムに対する信頼という社会的法益を害する罪として構成するのが相当だと考えているところでございます。」</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>情報取扱指針」等に基づき、関係者が適切に取り組み、透明性を高めることが重要です。</p> <p>更に、一般利用者に対しても「スマートフォン プライバシー ガイド」等に基づきビジネス構造や留意点等について理解を深めていただくことが、安全安心なスマートフォンの利用環境の整備のために必要であると考えています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォン利用者情報取扱指針を関係事業者に周知し、同指針に沿った取扱いを強く推奨するべきであると考えます。 ・スマートフォン利用者のすべてが情報セキュリティ、個人情報保護に詳しいわけではないので、誰が見てもわかりやすい表示（一目で安全とわかるようなもの）を心が 	<p>「スマートフォン利用者情報取扱指針」に賛同の御意見として承ります。</p> <p>御指摘のように、スマートフォン利用者情報取扱指針の実効性を上げるための様々な取組が重要であると認識してお</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係事業者がスマートフォン利用者情報取扱指針等に準拠した取扱いを行うよう、業界自体における自主的なルール作りが必要であると考え。 ・マイナンバー法案では、監督機関としての第三者機関の設置が規定されているが、将来的には、より一般的な個人情報ないしプライバシー情報の取扱いに関する監督機関としての第三者機関の設置が望まれる。 ・個人情報保護法制においては、プライバシー情報の保護をカバーする新たな法制度の検討が望まれる。 <p style="text-align: right;">【特定非営利活動法人個人情報保護有識者会議】</p>	<p>り、P67-68にあるように、第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討、業界団体によるガイドライン作成等の取組が進められることが期待されます。</p> <p>監督機関としての第三者機関、個人情報保護法制における新たな法制度の検討等については、スマートフォンを經由した利用者情報という今回の検討範囲を超える課題となりますが、参考意見として承りました。</p>
冒頭	<p>個人情報保護法とどのように異なる取扱いをしているのかを、追記して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>P54 本文に記載されているように、アプリケーションごとにプライバシーポリシーを策定するとともに、一定の情報の取得については、個別の情報の取得について同意取得を求めるといった部分等が主に個人情報保護法と異なる取扱いとなります。</p>
	<p>スマートフォンだけが極めて特殊な機能を有しているかのような記載となっており、今後、スマートフォン排斥の根拠とされかねない点が危惧されます。ノートPCやタブレットを始め、多くの情報機器はモビリティを高めていく中でほぼ同様の機能進化であることから、「スマートフォンならではの」という表現は修正いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>今回の「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」は、スマートフォンの利用者情報の現状等に関する事実関係を踏まえつつ、急速に普及するスマートフォンの安全・安心な利用環境を確保することにより、スマートフォン市場の中長期的な発展に資することを目指すものとなります。</p>
1 【総論】 (1)	<p>「基本原則」において、「透明性の確保」で、「利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く」と書かれているが、主語がない。誰がそのようにするのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>御指摘を踏まえ、主語を明確化する観点から「関係事業者等は、」を「透明性の確保」の部分にも追加します。</p> <p>「<u>関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に周知し、又は知りうる状態に置く。</u>」</p>
	<p>「基本原則」において、「適正な手段による取得の確保」の項目の内容が、「関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。」とだけ書かれている。適正な手段とはいかなるものか。</p>	<p>適正な手段とは、例えば、「スマートフォン利用者情報取扱指針」に沿った方法による取得等を想定しています。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	【個人8】	
<p>1 【総論】 (2)</p>	<p>スマートフォンは今後一層社会の重要なデバイスとなり、本指針は非常に広い範囲に適用されていくと考えられますが、本指針が拡大解釈され、いたずらにサービス提供の自粛等につながることは望ましくないと考えます。従いまして、本指針及び各業界団体におけるガイドラインには、利用者にとって有害となる脅威や手口、被害を例として明示し、サービス提供者の冷静な対策推進を促すことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>御指摘の通り、急速に普及するスマートフォンは社会の重要な通信基盤となることが期待され、そのために安全・安心な利用環境の確保を進めていくことが重要であると考えます。</p> <p>このために、①関係事業者等による「スマートフォン利用者情報取扱指針」や業界ガイドライン等に基づく自主的な取組及び②利用者のリテラシー向上に向けた取組の双方を併せて推進していくことが重要であると考えています。</p>
<p>1 【総論】 (2) 脚注2</p>	<p>脚注2に、「OSによる利用許諾について取得・表示される場合がある」と書かれているが、ここの「取得」の意味がわからない。何を誰が取得するのか。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>P59 脚注2について、「確認画面が表示される」とより分かりやすい記述に修正します。</p>
<p>1 【総論】 (3) ⑤</p>	<p>本最終取りまとめ案 58 頁⑤における「プライバシーポリシー」の用語の定義として、「アプリケーション提供者等が個人情報等を取り扱う上での考え方や方針を明らかにする文書」と規定されておりますが、「アプリケーション提供者等が個人情報等を取り扱う上での考え方や方針を明らかにする文書及び当該考え方や方針を明らかにする規定を含む文書」と変更することについてご検討頂きたくお願いいたします。</p> <p>アプリケーション提供者等が取得する利用者情報の項目・内容、取得方法および利用目的は個別のアプリケーションにより異なることから、アプリケーション提供者等は、①利用者情報の取扱い全般について個別のアプリケーションの利用規約においてのみ定め、あるいは、②取得する利用者情報の項目・内容、取得方法および利用目的については個別のアプリケーションの利用規約に定めつつ、取得された情報の取扱いについては当該事業者の事業全般に適用されるプライバシーポリシーに従うものと定め、かつ利用者からの同意は直接的には利用規約に対して取得することが一般的かつ現実的なプラクティスであると考えております。また、個別のアプリケーションとは</p>	<p>P60⑤にあるように、アプリケーションに関するプライバシーポリシーは、「本指針においては、スマートフォンにおいて提供されるアプリケーションや情報収集モジュール等について、具体的な取得情報の項目、利用目的等を記載したものを想定している。」とされています。</p> <p>具体的な内容については、利用者が容易に参照可能でかつ分かりやすいものとするにより、利用者情報の取扱いに関する透明性が高まることが望ましく、今後業界団体等における検討等も踏まえ取組が行われることが期待されます。</p> <p>これは、当該事業者の事業全般に適用される「個人情報保護方針」とは別に作成されるものです。なお、個別のアプリケーションの利用規約との関連性については、様々な形態が想定されるところであり、今後業界団体等における検討等も</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>離れて一般的な指針として作成されることが多いプライバシーポリシーよりも、個別のアプリケーションに則した利用規約に上記の事項を記載する方が、利用者の方々の目にも触れやすく、かつ分かりやすい場合も多いと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>踏まえ整理されることが期待されます。</p>
<p>1 【総論】</p> <p>(3) ⑥</p>	<p>第7章に「国際的な連携の推進」が記載されていますが、「海外製アプリ」の安全利用の視点での記載が含まれていないため、ここにその視点を追加して頂きたい。</p> <p>なお、海外のアプリ提供者やユーザ向けにもこのような対応を求めるのか否かも追記頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」における「スマートフォン利用者情報取扱指針」については、関係事業者等が国内に拠点を置いているか、海外に拠点を置いているか等に関わらず、我が国においてサービスを提供する場合には参照いただくことを想定しています。</p> <p>また、国際的に米国や欧州等をはじめとする二国間の場やAPECやITU等の多国間が参加する場においても本イニシアティブについて情報共有をし、国際的にも調和のとれたルールの形成を目指していくものです。</p>
<p>1 【各論①】</p> <p>(1)</p>	<p>p. 59 「(1) プライバシーポリシーの作成」において、プライバシーポリシーの書き方の例示があるが、書き方の留意点として以下の点を挙げるべきと考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「取得される情報の項目」として、「利用者情報の項目・内容を列挙する。」とあるが、現状において、事業者のプライバシーポリシーに散見される悪しき例として、重要な情報の項目を、重要でない情報の項目に混ぜて表記して、利用者にわかりにくくする書き方がある。そのような事態を避けるために、重要な情報の項目（すなわち、「利用者情報の項目・内容」）を他とは混ぜずに表記することを推奨すべきである。 ・ 「利用目的の特定・明示」として、利用目的を記載することを求めているが、現状において、事業者のプライバシーポリシーに散見される悪しき例として、取得する情報の項目の列挙と利用目的の列挙が分離して独立に書かれ、前者のそれぞれと後者のそれぞれとの対応関係を記述しないという書き方がある。そのような書き方であっ 	<p>本プライバシーポリシーは、アプリケーションによる利用者情報の取扱いについて透明性を高めるために作成することが望ましいとされているものであり、当然ながら、利用者に対して分かりやすく記載することが期待されます。</p> <p>項目が8つに分かれており、基本的にそれぞれの項目について分けた形で記載することが推奨されます。</p> <p>ただし、御指摘のように、利用目的と取得される情報の項目は関連づけて対応関係が分かるように記載することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、プライバシーポリシーの具体的な記載方法については、業界団体におけるガイドライン検討の過程などにおいて、貴重な御意見として参考にさせていただきます。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>ても形式的に十分とみなされれば、どの情報がどの目的で利用されるのか又は利用されないのかが明らかにならず、プライバシーポリシーが本来の機能を果たさなくなる。そのような事態を避けるために、取得する情報の各項目について、個別にその利用目的を明示することを推奨すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	
<p>1 【各論①】 (2)</p>	<p>利用目的の記載（書き方等）が事業者毎に大きく異なる場合、利用者に不要な混乱を招く恐れがあると考えます。従いまして、本指針においては、事業者が参考と出来るような利用方法の具体的な例示を幾つか記載することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【富士通株式会社】</p>	<p>「スマートフォン利用者情報取扱指針」に基づき、関係事業者等が自主的に取組を推進することが期待されており、本指針の実効性を上げるためにP67にあるように業界団体によるガイドライン作成が期待されています。利用目的の記載方法等についても、まずは業界ガイドライン等において検討されることが期待されます。</p>
<p>1 【各論①】 (2)</p>	<p>利用者からの同意の取得の方法について、アプリケーションの特質から様々な制約が生じる可能性があり、指針の運用にあたってはこの点について十分に配慮を頂きたいと考えます。</p> <p>弊社が提供しているフィルタリングアプリは、青少年の利用者の安心安全を守ることを目的としていますが、利用者として、判断力が不十分な年齢の子供も含まれることを想定しており、同意の取得の方法においても、子供の安全性の確保を最優先とした運用となり、この点についてご理解いただきたく、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【デジタルアーツ株式会社】</p>	<p>「スマートフォン利用者情報取扱指針」に基づき、関係事業者等が自主的に実情に合わせた取組を推進することが想定されており、青少年を対象としたフィルタリングアプリ等の場合にも、その実情を踏まえた取組が期待されます。</p>
<p>1 【各論①】 (2)</p>	<p>「目的に応じ必要とされる範囲（フィールド）を限定」との記述があるが、「フィールド」の意味がわからない。</p> <p style="text-align: center;">【個人8】</p>	<p>電話帳において、電話番号、メールアドレス、登録名などの情報に加えて、誕生日、住所、追記メモなど様々な情報を書き込むことができる欄が設けられているため、電話帳全体を取得するのではなく、その中から目的に応じて必要な範囲に限定された部分（フィールド）を用いることが適当である</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
<p>1 【各論①】 (2)</p>	<p>p. 62 で、契約者・端末固有 ID について、「個人情報に準じた形で取り扱うことが適切」とされ、「取得される項目及び利用目的を明確に記載し、その目的の範囲内で適正に扱うこととする。」とある。これは、すなわち、契約者・端末固有 ID を取得する場合には、契約者・端末固有 ID を取得する事実を明示することを求めているものと理解した。しかし、そのことが明示されていても、それが何を意味するのか、すなわち、利用者のプライバシーにどのような影響を及ぼすのかは、専門家でなければ予見できないのが現状であり、一般の利用者にとっては、明示されただけでは問題は解決しないのではないか。</p> <p>続く段落に、「(参考)」として、「代替手段の利用について検討を行うことが有用」と書かれているのは、その点を踏まえてのものと推察する。であれば、「代替手段の利用について検討を行うことが有用」とする理由として、「契約者・端末固有 ID を取得することについて明示したとしても、一般の利用者が、契約者・端末固有 ID がいかなる性質を有するものかを理解することは容易でないことから」といった記述を、理由として加えてはどうか。</p> <p style="text-align: center;">【独立行政法人産業技術総合研究所 セキュアシステム研究部門 セキュアサービス研究グループ】</p>	<p>との考え方を示しています。</p> <p>契約者・端末固有 ID の性質については、本「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」においても分析をしているところです。</p> <p>この分析結果も踏まえ、契約者・端末固有 ID については、個人情報に準じた形で取り扱うことが望ましいと指摘されており、御指摘のように、取得する事実の明示、第三者提供等を行う場合にはその旨を説明し同意取得を行うなど適切に扱うこと等が望ましいと考えられています。</p>
<p>1 【各論①】 (2)</p>	<p>「利用者関与の方法」のところに、「利用者情報の利用を中止してほしい場合」との記述があるが、この「中止」とは何を指すのか。データの送信先であるサーバ側で、サービス提供者が当該情報を利用することを中止するという意味なのか。そうだとすると、「アプリケーションそのものをアンインストール」しても、サーバ側での利用は中止されないと思われる。ここは、「利用者情報の取得を中止してほしい場合」の誤記ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人 8】</p>	<p>本段落における「利用者情報の利用を中止する」とは、利用者情報の取得を中止することと、取得された利用者情報を利用すること（例えば最適化された広告表示を行うこと）等の双方の場合を含むと考えています。</p> <p>アプリケーションをアンインストールされた場合、少なくとも新たな利用者情報の取得が中止されると考えています。</p> <p>なお、サーバ側での利用者情報の利用の中止については、アプリケーション提供者によって方針が決定されることは御</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
		<p>指摘の通りですが、本指針において利用者がアプリケーションをアンインストール等した場合のデータの保存期間や処理等についてあらかじめ定めることが望ましいとしています。</p>
<p>1【各論②】 (1)</p>	<p>本最終取りまとめ案 65 頁(1)の第二段落に記載されている移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおける取組としては、個別のアプリケーションを事前に審査することまでが求められているわけではないという理解です。アプリケーション及びその開発者は無数に存在していますので、個別のアプリケーションを全て事前に審査することは、非常に困難であり、現実的ではないと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>御指摘のように、移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、個別のアプリケーションを事前に審査することを求めているわけではありません。</p> <p>一方、P67 にあるように、アプリケーション提供サイトにおいて、アプリケーション提供者等に対して啓発活動を進めていただくこと等が期待されます。</p>
	<p>本最終取りまとめ案 65 頁(1)の第三段落において、移動体通信事業者・端末提供事業者による取組内容として「説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する」と記載されております。しかし、アプリケーションが無数に存在する中で、移動体通信事業者・端末提供事業者が連絡通報窓口を設置しても、自社のアプリケーション提供サイトにおいて提供しているアプリケーション等でない限りは、現実的な対応が難しいと予想されます。そのため、最終取りまとめ案 65 頁(1)の第三段落についても、同第二段落と同様「移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて」という条件の下に適用されるものであることを明白にして頂きたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>P65(1)第三段落については、御指摘のように、「移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて」という条件についての記載となります。</p> <p>御指摘を踏まえ、明確化のため、第三段落の冒頭にも、「<u>移動体通信事業者のアプリケーション提供サイトにおいて、</u>」と追記します。</p>
<p>2 (4)</p>	<p>第三者によるアプリケーション検証の仕組みについて、民間主導による整備が検討されることに賛同致します。なお、その際、検証や審査に係る時間やコスト等を含めた運用面において、事業者にとってリーズナブルなものでなければ、本指針の実効性を向上させる取組みとして機能しないことが懸念されるため、アプリケーション事業者のビジネスの実態等も踏まえた上で、検討を行うことが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【富士通株式会社】</p>	<p>P67 における「第三者によるアプリケーション検証の仕組みの検討」に賛同の御意見として承りました。</p> <p>今後民間主導による具体的検討の推進における参考意見として承ります。</p>
	<p>本指針の実効性を上げるために、民間主導により検証の仕組みが整備されることは</p>	<p>P67 における「第三者によるアプリケーション検証の仕組み</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>重要であると考えられます。</p> <p>一方で、第三者の検証は、独立性、公平性、事業の持続性等多くの課題を解決した上で成立させる必要があります。そのため、あまり具体的な内容の掲出は、一定方向へ偏らせる可能性があるため、「これにより第三者による検証の仕組みを決定付けるものではない」等、但し書き等を付加していただきたくご検討願います。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>みの検討」は、「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱に関するWG」の場において、消費者団体等及びアプリケーション提供者の双方の視点から仕組みの整備が検討されることの重要性が指摘されたため、記載しています。</p> <p>一方、現段階において検証の仕組みとして特段決定されたものはなく、今後具体的には関係事業者や業界団体等により、検討が行われることが期待されています。</p>
第6章		
全体	<p>一般に、利用者は、アプリ等のスマートフォンにおいて提供されるサービスに対して料金を払うことについて消極的です。このため、無料又は著しく低額な料金によるサービスの提供が一般化しています。ところが、このようなサービスの提供のためには、収入が必要です。このような理由により、利用者情報の収集が必要となり、ややもすれば、不適切な利用者情報の収集が行われるものと思います。したがって、利用者が自分のプライバシーを守りたいのであれば、自らが利用するアプリ等のサービスに対して適切な対価を払う必要があることを、啓発していかなければならないという内容を本件提言案に盛り込むべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>本提言に添付されている「スマートフォン プライバシーガイド」において、第一にスマートフォンのサービス構造を知った上で、第二にアプリの信頼性確保に関する情報収集を行うとともに、第三に利用者情報の許諾画面等を確認するように呼びかけています。</p>
	<p>携帯電話は多くの人の生活必需品で、一部の機能の使い方しかわからず、危険かもしれないにもかかわらず使わざるをえない一方で「知識がない」ことのストレスが「漠然とした不安」を生み、これが風説などの流布で突然増大することを恐れ、事業者が利用者との対話を忌避しがちな状況があり、イノベーションのデメリットをも事業者が説明することはリスクが大きく、良い面だけを挙げて「啓発」とし、かえって不信が募り溝が深まることを懸念している。</p> <p>この「不安」を解消するには、スマートフォン利用者へ利用者情報の統合で引き起こされる深刻な人権侵害の可能性についての詳細で具体的な知識提供が欠かせない。悲惨な自動車事故の恐ろしさをドライバーが認識することが安全運転の技術習得に欠</p>	<p>御指摘の利用者リテラシーの向上は非常に重要であり、「スマートフォン安全安心プログラム」等を通じ、利用者リテラシーの向上に向けて努めてまいります。</p>

項目	<p style="text-align: center;">頂いた御意見</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。</p>	<p style="text-align: center;">御意見に対する考え方</p> <p style="text-align: center;">※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。</p>
	<p>かせないのと同様、すべての利用者が人権の大切さや人権侵害の恐ろしさを知ってスマートフォンを利用する必要がある。近ごろのアプリケーションはアドレス帳のアップロードを促すものも多く「利用者情報とは必ずしも自分個人のもののみでない」ということも大切な点で、利用者に関心を持ち冷静に傾聴する姿勢を促すだろう。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	
	<p>スマートフォンの利用目的が通話ではなく、PCのように利用されていることを鑑みると、ダウンロードしたソフトの危険性を周知しても徹底できないと考えられることから、端末販売業者に対し、PCにおけるウイルス駆除ソフトのようなものを端末にバンドルすることを義務化したほうが実害は少ないと思われます。また、GPS機能など個人特定が可能な機能は利用者により使うかどうかを選択できる機能の実装も義務化し、違反した場合は、販売業者、ソフト提供者、端末利用者に対して罰則を設けた方がより効果的と思われます。スマートフォンがPCで閲覧できるサイトには全てアクセスできる点を考慮すると、PC並みのリテラシーを求めてもいいと考えられることから、正しい利用を指導する指導者の育成を公的資格で認めるのも一案かと考えます。これは単に個人情報の問題だけでなく、視覚機能に頼る部分の大きいスマートフォンから健康を守る意味でも効果があります。ただ、国家としてスマートフォンを主力通信端末として認定するかどうかは別の観点から議論する必要があると考えます。理由は、スマートフォンの次の端末が出た場合に、現状スマートフォンが抱えている課題に対し、スムーズに対応できるスキームを作った方が後々役に立つと思われるためです。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>スマートフォンにおけるウイルス対策ソフトについては、OSの種類等に応じて必要とされる場合、情報セキュリティ対策の一環としてインストールすることが推奨されます。総務省は、「スマートフォン情報セキュリティ3カ条」として周知広報に努めています。</p> <p>今回の「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」は、御指摘のような法制化（罰則化）を直ちに行うものではありませんが、関係事業者等において「スマートフォン利用者情報取扱指針」等を踏まえた自主的取組を進め、プライバシーや個人情報を守られる環境構築を目指すものです。指針において、電話帳やGPS位置情報などの情報を取得しようとする場合には、個別に利用者の明示的な同意を得た上で、情報を取得することが望ましいとしており、指針の実効性確保のために、業界団体による自主基準の策定、第三者によるアプリケーション検証なども期待されています。</p> <p>なお、利用者のリテラシー向上のための取組は重要であり、今後もスマートフォンの特徴、情報セキュリティ対策、利用者情報の保護等について周知活動を行ってまいります。</p>
	<p>・一つの案として、通信事業者や省庁、地方自治体、学校（教育委員会）などで協力して「スマートフォン使い方教室」のようなものを学校（子ども向け）や、市民センター（大人向け）などで開講する。</p>	<p>今後、利用者に対する情報提供・周知啓発を進めていくために留意すべき貴重な御意見として承ります。</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
	<p>・特に、子どもに関しては、早ければ小学校高学年から使用しているケースも見られるため、早い段階から教育を行っておくことが効果的と思われる。</p> <p>・こういった「スマートフォン使い方教室」のようなものが実際に行われるのであれば、当 NPO の様な団体にも広く参加、協力を呼びかけるのが良い。</p> <p style="text-align: center;">【特定非営利活動法人個人情報保護有識者会議】</p>	
3	<p>直接関係する一部の事業者だけではなく、利用者から国まで広範囲にわたる関係者すべてについて整理し、それぞれの自主的対応促進について言及されたことは、各関係者の対応が可視化され、それぞれの責任が明確になり、これまで難しかった関係者間での調整が容易になるものと評価いたします。</p> <p>今後、報告書の内容に沿って、一部の関係者に偏った施策となることなく、幅広く公平な視点で取り組まれることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>「第6章 利用者に対する情報提供・周知啓発の在り方」に賛同の御意見として承ります。</p>
3 (2)	<p>OS・通信・端末事業者などに比べ、その存在や総数が把握しにくい①消費者団体等、②教育関係者、保護者など「利用者側」に対して、ある程度の期待が記述されています。</p> <p>しかしながら、総務省が定期的な指導を通じて、チェック機能や方針付けを一元的に行うことにより、スマートフォンの普及や利用者の安全が守られると思いますので、そのような観点にたった追記が必要であると思います。</p> <p style="text-align: center;">【日本ユニシス株式会社】</p>	<p>一定期間の後に、総務省が事務局である利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会等の適切な場において、フォローアップを行い、取組の状況を把握するとともに、フォローアップの結果及び環境の変化を踏まえつつ、必要に応じて取組の見直しの検討を行うことが求められていることが、既に本文に記載されています。</p>
第7章		
2 (3)	<p>海外の関係者に対して、積極的に交渉を進めて行くことは、我が国のモバイル産業が国際協調をベースとしてグローバルに発展するために重要であると考えます。ただし、本章においては、事業に直接関わっている団体については言及されていないため、本指針の実効力及び産業振興面からは十分とはいえません。スマートフォンを含むモバイル業界は、事業者間の交渉力により実際のビジネスが規定される傾向が強いため、産業促進面だけでなく、本指針の実効力を向上させるためにも、直接ビジネスに関わ</p>	<p>P86の「(3) 民間団体間の国際連携の推進」において、関係する民間団体間の交渉を通じて、課題認識や具体的な取組の共有が進められることが期待されています。</p> <p>我が国の事業者団体や事業者が海外の民間団体や企業等と交渉をする際に、どのような支援が必要とされるのかという点については、今後把握してまいりたいと考えています。</p>

項目	頂いた御意見 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正前（意見募集時）のページ及び脚注番号となります。	御意見に対する考え方 ※ 本欄におけるページ及び脚注番号は原則として 修正後のページ及び脚注番号となります。
	<p>っている事業者団体や事業者を支援する視点も加えていただきたく思います。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	
その他		
<p>索引 こ</p> <p>個人情報保護法にも記述されているとおり、電子計算機を用いて検索できるようにしたものだけが個人情報データベースとなる訳ではありません。</p> <p>個人情報保護法第2条第2項二の内容と、法律の出典箇所を追加して頂きたい。</p> <p>【日本ユニシス株式会社】</p>		<p>個人情報保護法第2条第2項の第1号及び第2号の内容の総称は「個人情報データベース等」とされています。一般に、第1号は電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構築したものであり「個人情報データベース」であると考えられます。</p> <p>御指摘の第2条第2項第2号は、第1号以外のものであり、政令で定めるマニュアル処理情報を対象とするものであり、典型例としてはカルテや指導要綱等が念頭に置かれています。</p> <p>一方、スマートフォンを經由して取得される利用者情報については、マニュアル処理情報ではなく、データベースとして処理されることが一般的であると考えられるため、本用語中では第2条第2項第1号に着目した構成としています。</p>
<p>日本人の歴史と日本国の進むべき方向の中で、日本人ができるレベルのリテラシーが確立されていないのが問題です。民主主義・市場主義などの主義主張にとらわれず、また言葉の遊びにとらわれず、本来の日本人の理想の生活設計を考えれば、簡単に問題が解決します。もっと、詳しく実情を詳しく素早く調査把握されて、健全確実な方策の積み重ねでアクションを起こすことが早道だと考えます。日本の国は何でもできます。人材も多種多彩になって、考え方もいろいろになって、時代が変わってとも言われて久しく、日本人を一体どうしたいのでしょうか。</p> <p>【個人3】</p>		<p>今後の情報通信政策を検討していく上で参考とさせていただきます。</p>

※ 頂いた御意見については、原文のまま記載。なお、この他表記上の御指摘をいただいています。